

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和3年8月19日(木)
- 2 開会日時及び場所
令和3年8月19日(木) 午後1時45分
防府市役所1号館3階 南北会議室
- 3 閉会日時 令和3年8月19日(木) 午後3時40分
- 4 委員氏名

(1)出席者(18名)

(1番)池田 静枝 (2番)石川 眞平 (3番)中山 博祐 (4番)山縣 洋
(5番)木原 伸二 (6番)倉重 俊則 (7番)小山 巽 (8番)田村 正信
(9番)光井 憲治 (10番)吉本 典正 (11番)池田 寛 (12番)石田 卓成
(13番)熊安 悦子 (14番)末廣 儀久 (15番)林 孝志 (16番)原田 道昭
(17番)藤井 伸昌 (18番)横木 勉

(2)欠席者(0名)

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	國本 勝也
” 事務局長補佐	山口 佐貴子
” 農地振興係長	矢石 芙葉
” 書 記	富永 大志郎
” 書 記	高橋 茉里

6 提出議案及び報告事案

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第41号 農地転用事業計画変更申請承認について

議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第43号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について

議案第44号 非農地判断について

報告第49号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第50号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第51号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第52号 農地法施行規則該当転用届について

報告第53号 農地所有適格法人報告書について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

15番 林 孝志委員

16番 原田 道昭委員

午後1時45分開会

○事務局 全員おそろいですので、ちょっと今日はタブレットを机の上に置かしていただいておりますので、会議に先立ちましてタブレットの説明をさせていただきます。

皆様タブレットをちょっと画面を起こしてもらってもいいでしょうか。起動しますか。使い方がお分かりにならない方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いします。

本日は、お手元にごございます紙ベースの議案書の中の資料のみがタブレットのほうで見れるようになっております。どちらを今日見られても同じものなので構いませんけれども、一応これの趣旨を御説明させていただきます。

このタブレットは、基本的には紙ベースで今までお送りしているものを、紙ベースをなくしてこのタブレットに議案をお送りしてデータ化をして、皆さんに見ていただくということを目的としておりますけれども。

国の流れといたしましては、今年度は導入は難しいんですけれども、来年度以降も、もし予算等国の政策的に予算がついたり方針が固まれば、こういったものを活用して総会を運営したり、あと利用状況調査ですね。今皆さんに現地に行っていていただいておりますけれども、利用状況調査のときに地図を現地で広げて、それからリストを見ながら印をつけたりとか、そういった作業をやっていると思うんですけれども、そういったものをなくして、今のタブレットの中に今回のような地図を落とし込んで、画面の中で地図が見れるようにしたり、あとお渡ししていますリスト、赤とか黄色とか緑とか記入していただくんですが、そういったものを現地でそのままここは緑とか黄色とか、そういったふうに入力できるようにデータ化して作業を行うというふうな方法で現在検討が進んでおります。

ですから、今後そういった流れになったときには、利用状況調査もこういったタブレットを使って実際やっていただくようになろうかと思っておりますので、まだ決定はされておられません。

本日は、県の農業会議さんのほうから、こういったタブレットを皆さんに一応体験していただくという趣旨でお配りいただいたものを今月限りですけれども、ちょっと実際に触っていただく

と思ひまして、本日置かせていただいておりますので、もし可能であれば資料のほうはそれで御覧になりながら見ていただければと思ひます。

途中でもしフリーズしたりして操作方法が分からなくなりましたら、手を挙げて合図していただければ職員のほうが参りますので、遠慮なくお申出ください。

以上です。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和3年8月の月例総会を開催いたします。

本日は全員出席されておりますので、防府市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立することを御報告申し上げます。

それでは、会長に御挨拶していただき、議長としての議事の進行をよろしくお願いいたします。

○藤井会長　皆さん、こんにちは。先週来の台風及び長雨が続けております。全国的にも様々なところで被害が出て災害に見舞われているところがありますし、まだ農作物においても被害が幾分か出ておるように聞いております。この雨はまだしばらく続きそうですので、十分御注意頂ければというふうに思ひます。

また、稲作を中心とする農作物への影響も心配されておるところです。稲作におきましては、ここまでは例年よりは生育が進んでおるような状況でしたけれども、こここのところの日照不足、低温ということで、大分また遅れてきておるような感じがいたします。

それに伴ひまして、いもちなどの病気も発生しつつあるというような話を聞いておりますので、また十分注意していただければというふうに思ひます。

そんな中、今全国で21年産の概算金が主要産地を中心に発表されつつあります。それによりますと、大体のところが昨年比1割、2割減と、安というような形、すなわち2,000円ぐらい、2,000円前後の価格が定価というような状況になっております。コロナがこのまま続けば、需要のバランスも崩れっぱなしということで、在庫が余った状況ということで、価格の低下は避けられないような状況になるんじゃないかなという心配もあります。

また、コロナに関しましても、昨日は山口県で105名と、いよいよ大台を突破しましたし、防府におきましても10名という形で、第5波か6波か知りませんが、また拡大しつつあります。皆さんもうつさない、うつされないように注意していただきたいというふうに思ひます。

今回は皆さん集まっておりますけど、場合によればまた来月から一堂に会することが難しくなるようなことにもなりかねませんので、十分御注意いただければというふうに思ひます。

それでは、議事進行させていただきます。

本日の議事録署名委員さんは、15番の林委員さん、16番の原田委員さんの二方をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、早速議案審議に入ります。

議案第39号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 では、御説明いたします。

議案書の1ページ、資料は1ページからです。

議案第39号農地法第3条の規定による許可申請についてです。3件ありまして、目的については、所有権の移転が3件となります。譲渡理由については、耕作困難に伴うものが3件です。別途、営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番の熊安悦子です。議案第39号の1は、所有権の移転の申請です。

現地確認を8月12日、14時から事務局のお二人と私3人で実施いたしました。

また、申請者への聞き取りを13日、10時から現地を確認しました。今回の調査対象は6か所ありましたので、一緒に御報告いたしますがよろしいでしょうか。

○藤井会長 はい、お願いします。

○13番 はい。譲渡人が——で、譲受人が——です。——は、去年も令和2年12月10日の定例会で新規就農で所有権の移転を許可された方です。

今回の現地は、——で山際に位置し、——に向かう左手の位置にあります。

譲渡人の——に8月15日お電話にてお聞きしたところ、——になり自家用車の免許も返納したため、——まで田や畑の手入れに行くことが不可能になり意欲も低下してきた。そのため今回の所有権の移転、もらい手があるということを知り合いから紹介され、譲りたいとのことで確認いたしました。

申請地は、——に2件と、——の近くに4件あります。合わせて6件あります。合計が930坪ぐらいになります。

このうち——は雑木林になっており、非農地扱いにもなりそうな畑ですが、——は木々を伐採して開墾しますとの意気込みです。

もう1か所、そこから1kmぐらい離れた——、——斜面に位置する場所には、また4か所、——と——と580坪があります。通路は、西側から車で入り目的地まで5、6m歩いていくようなところです。

この場所4か所とも同じように非農地になりそうな様子ですが、昔の人が畑を作るために開墾していったようにきれいにして畑にしたとの考えをお持ちで、この——は——からこの土地に来られ、御家族—人、——がいらっしゃいます。——も農業に興味をお持ちのようです。両隣に——がお住まいになっておるそうです。——ぐらいで一番自分のやりたいこと、それは稲作をやりたいとのことです。

去年もこの申請があったときの、その場所を——のほうへ見にいきましたが、そこはきれいに伐

採されてビワとかハナシバとか、そういうものが少しですけど植えてありました。倉庫のほうも行ってみましたら、今まだ————が借りていらっしゃるんですが、去年行ってみたときの倉庫よりいろんなものがたくさん入っていました。トラクターも買っておられました。何かとても充実しているなと思いました。

農地法第3条2項の各号の農地の移転、移動の制限に関する事項の全て許可基準を満たしております。1号から7号まで全部満たしております。

こういうふうに私たちが今、非農地にしようというところを今探していますが、こういうところを目がけて、この方は開墾して行って、畑や田んぼにしたいという意欲をままたちが持っていていらっしゃるんですね。この方は——から来られた方なので、この辺の地域のことがよく分かっていないからと今、農業大学校に4月から入ってお勉強をされています。そういう知識を得て、ちゃんとしていろんなものを植えていきたいと意気込んでいらっしゃいますので、農業委員の皆様、私だけじゃなくて皆様、お力をどうぞ貸してあげていただきたいと思います。

以上のことより、全てのことを満たしておりますので、皆さんの御審議をよろしく願います。

以上です。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決いたします。

承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の木原です。議案第39号の2は、————が規模拡大するために————の農地を購入する所有権移転の案件です。

8月10日に現地確認及び聞き取り調査をいたしました。

申請地の場所は、————というのがあります。そのすぐ西側にあります。

お二人は————が地元におらず管理できないということで、3年前ぐらいから預かり水稻を作付している状況です。

それでは、農地法第3条第2項に基づき調査した結果を報告いたします。

まず、全部効率利用要件ですが、農機具等に関しては資料のとおりでした。

次に、農作業常時従事要件については、————を雇用する専業農家です。下限面積はクリアしており、地域との調和要件も特に問題ありません。

以上のことから、農地法第3条の許可要件を全てクリアしていると判断いたしますが、皆さんの御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○12番 すいません、気づいてしまったんで。4ページの一番下のほうなんですけど、「中山間地域等直接支払制度の協定農地に編入する」と書いてあるんですけど、ここはどう考えても中山間じゃない、多面的機能支払交付金じゃないかと思うんですけど。木原さん分かっておると思うんですけど、事務局出てきたとき簡単なことなんで、ちょっとよく見てもらっちゃったらいいかないかと思いましたが、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 今、委員がおっしゃったとおりですよ。多面的機能のほうやろ。まだこの地区は多面的機能支払交付金のあれに入ってませんからね。ということは、進みよるんですか、今これは、この地域では。

○5番 いや、その話は聞いていません、全く。

○12番 —————とか一部やりよって承諾を受けちよる。そこに入るかもしれんね。

○藤井会長 やりよるん。

○12番 うん。地区全体じゃなくて何人か。

○藤井会長 —————ところが入っとる、多面的機能に。

○12番 植松がほんの一部やりよるところがあるんで、そのことかもしれないね。

○藤井会長 あそこ一部で入っているところあるの、植松地区に。

○12番 あるんですよ。

○藤井会長 あ、そうですか。分かりました。じゃ、その地区で今動き初めとるから、それ地域を広げられるように研究されるように……

○5番 ちょっと確認しときます。

○藤井会長 お願いします。

○5番 はい。

○藤井会長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認頂ける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○4番 富海地区担当山縣です。議案第39号の3についてですが、————、この方はもうかなり高

齢です。————ということも高齢のほうに入るんですけど、この方、皆さんの手元には図面がないのかもしれませんが、このたび譲り受けられる土地の併設地にミカン園も所有しておられます。その名義はお父さんの名義なんですけど、現在耕作されているのはこの——。その隣接地をこのたび——から譲り受けるということです。栽培するものはミカンということにしておられます。

——の話を聞いたところ、今現在植えているミカンがもうかなり高齢な木で、その更新のためにちょうど都合がいいということで、この農地を譲り受けることにしたと。これから約20年、——の話では20年間、ミカン栽培を続ける中で、古い木からこちらに植えた木に収穫を移して行って、ミカン栽培をやっていききたいというふうに言われました。

営農計画書のほうに農業協同組合及びの項がありますが、今農協にも加入しておられないんです。そのことをお聞きしたら、——がもう何年か前に農協を脱退しておられて、そのまんまだということです。「ミカンの販売先に困られないですか」で私がお尋ねしたところ、個人売買で十分行っているから、その点は問題ないということでした。

第3条の許可基準については、全て問題ありません。私は、この案件については問題ないと思っています。

以上です。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○6番 6番の倉重です。ちょっと確認ですが、借受人の耕作面積7,547m²とありますが、これは全部ミカン園ですか。

○4番 いえ、違いますよ。それについて言いますけど、いわゆる7反ですね。その大きな部分は開作、富海の開作のほうに土地を所有しておられます。そこはもう耕作放棄されておられて、多分これは富海のほうの土地のほうで牛を入れて餌を食べさせて、そういうふうに管理をやっておられるところですよ。

○6番 ということは、これは一応人にお貸ししているということです、一部は。牛を入れているということは。

○4番 おっしゃるのは、そうですね。それをお貸ししているということだと思います。そこまでは聞いていると思います。

○6番 これ第3条申請出ている。何か第3条申請に何かいろいろ申請出ている、貸している。——にお貸ししているという。出ないと、あの.....

○4番 出していない。

○6番 出していないで貸しているんです。個人間のお話で。

○4番 いや、それが譲り渡しの件で出していないか。関係がありますか。

○6番 いや、あの。ちょっと確認したかったのは、全部ミカン園とすると農作業従事要件、かなりきついなと思ったもんだから。

○4番 いや、ミカン園じゃ.....

○6番 じゃないですね、はい。

○4番 倉重さんミカンに詳しいからあれですけど、この方ね、かなり疎植されておられます。それはいわゆる作業性がいいようにということで。実際ミカンを栽培するのは、この人1人でやっておられまして、このたびの土地についても、それから隣接地の今耕作しているミカン園のところも全て軽トラが入るように作っておられます。

○6番 じゃ、ちょっと細かいことですけど、全部で何本ぐらいあるん、ミカンの木は。

○4番 私が聞いたあれでは、今のところ30本だったかな。このたびこれをやるのが、この面積で何本でやると聞いておりませんが、さっき言いましたように、かなり年数の経っている木なので、収穫を進めていくのは限界だと。そしてそっちのほうに植えた木に収穫をしていきたい。

○6番 いや、それで気になったんですが、ということは、幼木園という位置づけになるんですかね。新規に増えるということですか。

○4番 えっ。

○6番 新規に増えるということだったら幼木園という位置づけになるんですかね。

○4番 いや、そういう呼び方も僕はよく分からない.....

○6番 ああ、いや。

○4番 根ということですね。

○6番 はい。

それと、この方はお年が——とありますが、幼木から成木になるのに10年ぐらいかかって、その頃営農できるのかなと思ったもから。

○4番 それはそれというか、余計なお世話じゃない。その隣に——ええっと、名前何だっけ。

○6番 あ、———ですか。

○4番 そうそう、知っているでしょう。あの方があれにしておられて、売買やっておられると、———は。自分はあの年ぐらいまではやれるつもりだからと言っておられました。

○6番 分かりました、ありがとうございました。

○藤井会長 よろしいですか。

○6番 はい、細かいことすいません。

○藤井会長 いえいえいえ。

ほかに何かございませんか。

じゃ、今ちょっと話が出てきましたこと、ちょっと話をお伺いしたいんですけども。あの山口型

放牧しておるあの土地というのは、第3条か何かを結ばんといけんような扱いになっちゃるんですか、あれ。

○2番 だから、全体を集めてやりよるだけですね。

○藤井会長 所有者はそのまんまでから。

○2番 じゃないかと思うちよるんですよ。法人じゃないでしょう。

○藤井会長 でしょう。今何かお話に聞くと、何とかいう名前がついとったから、法人か何かになられておるのかなと思ったんですけど。

○2番 いや、なっていない。

○藤井会長 —————がやられよったあれですか。

○2番 —————がやってます、はい。

○4番 会長はあれですね、—————よね。

○2番 うん、会長は—————。

○藤井会長 これは基本的に耕作放棄地に牛を放して保全管理をして、使用できるような状況になりつつある農地を何か利用する計画まではあるんですかね、あれ。

○4番 いいですか。

○藤井会長 はいはい、どうぞ。

○4番 それはないと思います。ないようです。私が断定したら、あれはいけないな。というのがね、関わっている人たちは熱心にやっておられると思うんですけど、それを見ている周りの人たちが何をやっているんだというような、声が盛んに出ているということです。

○藤井会長 あれは農大の牛ですか。池田さん御存じ。

○1番 私、分からないんですけど。

○2番 農大の人。

○1番 私が初めて江泊で山口型放牧始めたときには、担当の方に、—————いらっしゃるんですけどね、言われたんですよ。3年後には自分で耕作するぐらいのきちんとした方針を立てないと、それは許されんと言われたんですよ。で、農大の牛を飼ったんですよ。で、何もないと言われたから、びっくりして。

○2番 計画が.....

○1番 あるでしょう。

○12番 僕もちよっと行ったことがあるんで。一番初めにあそこ開墾するときに、放棄地、草が結構立った状態だったの、僕がトラクターで耕したんで、公社の仕事でちょっと来てくれんかちゅう話で行ったことあるんで、多分その時の話じゃ、それを1回、そんなもの牛食べらせとけばいいじゃんと言うたんですけど、何かわざわざそれを好き好んで、その後、牧草をまいて、それを食わ

すんじゃと。牧草を育てるんじゃと。

で、何かその辺作るとそのとき聞いたんですけど、かなりやっぱり制度側のほうの、国側じゃないほうの農地が水路が悪くて、水がすごいしみ出てきて、これちょっと出入りとかもすごい公社の大きなほうのトラクターで30、40弱ぐらいあるかもしれんですけど。あのぐらいのトラクターで行っても、ちょっとはまりそうならいだったんで、ちょっとこれは何もできんだろうなと。水が常時入ってくるみたい、何かのスペースが自分が、行ったときは。

○4番 もう一ついいですか。

○藤井会長 どうぞ。

○4番 —————という方、御存じですか、——。

○1番 分らないです。

○4番 ああ。いや、この————が譲り受けられる土地の今、ミカン園の隣接地になっていましたけど、その反対側の隣接地がすごく荒れているんですね、もうクズが繁茂して。そこはかつて電柵で囲って、牛を入れたことがあるらしいです。ところが、もうそれもやめて、電柵がそのままになっていて草ばかりになっているという状況です。

○藤井会長 山口型放牧については今、前農業委員じゃった—————なんかが積極的にやられていましたし、一応他府県からも山口型放牧ということでから防府の農業委員会を訪ねてこられる方も、委員会も結構あったぐらいなんで、今の話聞いたらちょっと寂しいような気がするんですけど。今後何とか先に続くような形でできることはないんですね。

今、山縣さんが言われたように、富海の一部でもやられておったんですね、それ。

○1番 やられておられましたね。

○藤井会長 —————ところも、どうせ今もう耕作放棄地なんかになっているんですか。また何かの機会に山口型放牧について、何か活用の方法がないか、皆さんとまた協議できる場を持てればなというふうに思いますので。

○1番 うちは一応2町ぐらいやったところ、その後.....

○4番 もっと聞こえるように池田さん言ってくれますか。

○1番 私のところでは、一応平成21年でしたかね、あれ。始めて、それからずっと牧草つくっています。利用権の設定をその当時結んで、はい。で、なかなかでもね。多分富海のあの地帯はね、地下水が高いから牧草は難しいんじゃないかと思うんですよね。できんじゃった、できなかったそうです。

○4番 この————がかつてやってた、————というイメージがこちらについては。これはもう海道の高速道路の下ですから、水がどうのこうのちゅうのはないんですよね。ただ、なぜ電柵をもうそのままにした状態で枯らせることにまなったのか。

- 1番 本人いらっしゃるんですかね。
- 4番 うん、だから途中で健康を害したのかもしれないしね。
- 1番 やり始めたら一応撤去まではね、しないといけないんじゃないかなと思って。
- 4番 電柵は自己負担ですか。
- 1番 いや、うちの場合は電柵は市から準備してもらいました、農林水産政策課のほうで。
- 4番 あ、というのは池田さんのほうに。
- 1番 はい。だから————もそうだったと思います。
- 4番 じゃ、ほとんどの人がそういうこと。
- 1番 多分自分で買っちゃった人はいないんじゃないですかね。
- 4番 そうですね。安いもんじゃないですね。
- 1番 はい。ただ、その改修というのが市は多分していないんじゃないかと思いますけどね。うちももうすごい日にちがたって、まだ家に置いていますよね。だから、圃場にほったらかしになっているのもあるかもしれないですね。
- 藤井会長 また、先ほど言いましたように、その件につきましては、情報集めて皆さんと協議できる場を持てればと思いますので、そのときには何なら————に来てもらって、現状を説明してもらってもいいので。
- 4番 僕が言ったことは言わないでくださいね。お願いします。
- 藤井会長 はい、またいろいろ検討してみます。

ほかに3番については、何か御意見ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- 藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、議案第40号、事務局説明をお願いします。

- 事務局 御説明いたします。議案書は3ページ、資料は7ページからとなります。

議案第40号は、農地法第5条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は11件です。この11件の転用目的の内訳ですが、太陽光発電設備が8件、索道が1件、工事用借地が1件、自己用住宅が1件です。

受付番号1は、太陽光発電設備です。資料は7ページになります。農地区分は集団農地面積6.6haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。

受付番号2も、太陽光発電設備です。資料は13ページです。農地区分は集団農地面積2.6ha

の農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。

受付番号3も、太陽光発電設備です。資料は19ページです。農地区分は集団農地面積2.6haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。

受付番号4も、太陽光発電設備です。資料は25ページです。農地区分は集団農地面積6.6haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地と判断します。

受付番号5は、索道です。資料は31ページになります。農地区分は農地法第5条第2項第1号イに該当する農用地で、農地法施行規則第11条第1項第1号に該当する一時転用申請です。

受付番号6は、工事用の資材置場です。資料は37ページになります。農地法第5条第2項第1号イに該当する農用地で、農地法施行規則第11条第1項第1号に該当する一時転用申請です。

受付番号7は、太陽光発電設備です。資料は43ページになります。農地区分は集団農地面積0.7haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。

受付番号8も、太陽光発電設備です。資料は49ページになります。農地区分は集団農地面積0.7haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。

受付番号9も、太陽光発電設備です。資料は55ページになります。農地区分は集団農地面積0.7haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。

受付番号10は、自己用住宅です。資料は61ページになります。農地区分は集団農地面積4.5haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号11は、太陽光発電設備です。資料67ページになります。農地区分は集団農地面積1.6haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地となります。

失礼しました。1個前に戻ります。受付番号10の集団農地面積ですが、0.4haの誤りです。失礼いたしました。

受付番号11は、集団農地面積1.6haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。40号の1番と4番が関連するんですが、一緒に.....

○藤井会長 じゃ、一括で上程させてください、お願いします。

○2番 40号の1ですが、これは6月に1回議案として予定をされていたんですが、現地確認に行ったときに道がないということで取下げになっています。今回再提出ということになっています。

40号の1と40号の4は、どちらも1が——、4が——の農地を——が譲り受けて太陽光発電を建設したいという申請です。

現地確認を8月13日に中山委員さんと事務局と一緒に行いました。それからヒアリングを8月17日に——と、それから8月12日に——と行いました。——とは8月17日にお話をさせていただいています。その結果を報告いたします。

現地は農業大学校から北西——ぐらい行ったところにあります牟礼坂本にあります。

——のほうは大変高齢で、既に耕作は全くされておりませんし、——なんです
が、——、耕作ができないということです。——はいらっしゃいますが、なかなか農業が
手伝える状況にはありません。

それから——ですが、この方は少しは、——、やっぱり七、八年ぐらい前
から作付を全くされなくなりまして、現在に至っています。

特にこの該当の農地につきましては、先ほども太陽光発電の建設のための道がないというふうに
説明したとおり大きな機械が入りにくい農地ですので、荒れたまんまにずっとになっていた農地で
す。そこで今回太陽光発電を建設したいという話がありまして、譲るということにされたようで
す。

できるだけ早く支度をしたいということでしたが、——の25ページ、資料の25ページを
見ていただいたら分かると思うんですが、この緑で囲まれたところが——で、右隣が「番号1申
請地」と書いてあります。ここが——の農地になります。——の農地を通して入って、ま
ず——のほう1番のほうを建設した後、4番を建設するという手順で工事を行うそうです。

それから、草刈りと水路の装備等は自社で行いますということで、既にこの地区にこの会社の施
設がありますんで、管理をしていきますというふうな返事がありました。

それと、——、1番のほうはあと5反ぐらい残るんですが、まだお勤めをされていまして、勤
めをやめたら、ひよっとしたら耕作をできればやりたいという意向でしたし、去年はその6個の残
る部分を耕作放棄地でパトロールのときは指定したんですが、今きれいに刈られて保全管理の状態
になっていますんで、耕作をできればしたいということです。

それから、——のほうにつきましては、3反が残りますが、当面はもう譲るつもりがないん
で、どうするかは決めていないというお返事でした。

太陽光については、牟礼の上木部からこの坂本について、先々月ぐらいから中電が大きな電柱を
どんどん立てていきまして、準備ができそうです。要は容量が足りないんで、今までここで取
ったものを工事に書かれなかったというのがあるんですが、大きな線を引かれたということは、ま
だまだ多分出るということなんだろうと思いますが、停電の案内をして背の高い電柱を立てました
ので、上木部のほうで今まで出ていた分も一斉に工事が始まりそうですし、ここについても今回の
1番と4番についても配線が近いところを通っていますんで、その辺が有利だということで、この
土地を選ばれたということです。

地元委員としては、ちょっと両方とも荒れているところですので、やむを得ないかなと思っています。皆様の審議よろしくお願いします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。1番と4番、一括上程にさせていただきます。御意見がある方、よろしくお願いします。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

1番と4番、承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番と4番、承認します。

続きまして、2番と3番を一括上程させていただきます。地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番の原田です。議案の40号の2及びそれから3の許可申請は、——ほか複数人の農地を——ですが——が譲り受けて太陽光発電設備のために転用したいという案件です。

本案件は先月申請された案件ですが、進入路が確保されていないということで、今月改めて申請になったものです。

現地確認を8月11日に事務局及び末廣委員と行いました。

また、同日、譲受人の——にも電話にて確認をいたしましたので、それらの結果について報告をいたします。

現地を資料13ページから14ページ、15ページですね。それからもう1件が、19ページ、20ページ、21ページということで、13ページ見ていただくと一番分かりやすいんですが、40号の2の申請地の隣ですね。北側になりますが、ここが40号の3の申請地ということになります。

場所は大道の小俣地区で大道中学校の西側になります。今回設置される場所に池がありますが、その右側が大道中学校になります。13ページの図のとおり、今回申請されている農地のすぐ南西側が、既存の太陽光発電設備、15ページでいうと——という方の土地になっていますが、ここが既に太陽光発電設備が設置をされております。

いずれの農地も地権者の方が何人かいらっしゃるんですが、いずれも数年は耕作されていないということで、特にこの——のほうの農地は、低木が何本も生えて恐らくチェーンソーで伐採をしないとイケないだろうなというような状況になっております。

進入路が、これ一番分かりやすいのが15ページの図を見ていただければ分かるんですが、——の既存の太陽光施設のすぐ南西側に、細い農道があります。小型の小さな耕運機程度ならば通れるぐらいの農道がここにずっと延びていると。

当初は、————、この3つの土地を一時転用して進入路にしようということだったようですが、ちょっと相続の関係で手続が非常に難しいということから、結果的にこの農地に入る進入路としては、この既存の————が今管理されている太陽光発電設備のフェンスを取り除いて、この施設の中を通行して、この申請地に上がると、入るということで、現地確認しましたら、フェンス取り除くと恐らく大型のクレーン車だとかそういうのは無理でしょうけども、小型のユンボであるとか、それから軽トラックあるいは2t車程度ならば入れるかなというような感じです。

ただ、これ全体的に丘陵地帯ですので、北西に向かって、かなり上り坂というんですかね、全部これいつでも畑で特に水路とかそういうのは全くない、畑地という形になっております。

ということで、進入路が確保されているのであれば、この農地、長年耕作もされていない、それから一部はもう山林化に近い状態になっているというようなことも含めると、耕作放棄地の再利用としてはやむを得ないのかなというふうな気もいたします。

地権者が合計で6名いらっしゃるんですけども、一応代表で1名の方にちょっと話を聞きました。長年耕作もしていないんで、やむを得ないなということで話があったんで譲り渡すことにしたということで、これもこの地域でいろいろ太陽光発電設備で熱心な方が1人いらっしゃいまして、その方がこの6件の地権者に全部根回しをして業者につないでいるということで、その方がいなければ、こういうふうにならなかったんじゃないかなと思うんですが。大分いろんな方に声かけて、この————のところの太陽光もその方が仲介をしているというようなことで、今回の件も全部同じ同一の方が仲介をしているというような状況です。

一応利用計画等確認をしましたけれども、特に問題点もなく営農条件に合って影響もないと思いますので、皆様方の御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○18番 横木ですけど、撤去と言われたと思うんですけど、移設の間違いじゃないんですか。

○16番 一旦撤去です。フェンスはこういう近くの囲ってあるとすると、農道側のフェンスと横のフェンス2mぐらいだと思うんですが、一旦それを撤去して通行ということで、この————のほうには通行の承諾をもらっているということです。

○18番 じゃ、パネルの周りがフェンスではないということです、一部。

○16番 一旦フェンス撤去した後、工事が終われば元に戻すということです。

○18番 でしょうけど、その間はフェンスがないということです。

○16番 ええ、工事中はないですね。ええ。

○18番 よく分かりませんが、いいんですかね。

○藤井会長 工事中の一時期フェンスがないという状態は、事務局どうなの。

○事務局 工事中は、作業上やむを得るのであれば致し方ないかと思うんですが、最終的に一列が管理をそういう形でフェンスがきちんと設置されていれば、今のところはよしという判断をしております。

○藤井会長 いやいや既存の太陽光設備のほうのフェンスがあったことを確認して、完了を確認しちよるのになくなるわけやろ、それが。

○事務局 そうですね。フェンス、既存の立って、いわゆる経済産業省のガイドラインに沿った事業完了が出ているのを外すのがいいかどうかを、ちょっと経済産業省のほうには確認はしていなかったんで、時期は不明ではありますが、恐らく元に戻っては特に問題はないのかなとは思いますが。

ので、一時的なもので、その間、人が触れない、子供とかが触れないよりは措置はするでしょうし、そうであれば大丈夫なのかなとは認識はしております。

○藤井会長 そんな長い期間じゃないし、工事業者しか通らんような感じもするんじゃないけども、一応確認しとって。

○事務局 分かりました。

○藤井会長 確認次第また通知しますので。だから工事が終われば、フェンスをまた元の位置に戻して、メンテナンスはこの横の小さい道から常時行くと、随時行ふということですね。

ほかに質問はございませんか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

2 番、3 番、承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2 番、3 番、承認いたします。

続きまして、5 番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18 番 18 番、横木です。議案第 40 号の 5 番は、—————が一時的に借り受けて、索道用地として利用する案件です。

現地確認を 8 月 10 日に事務局の方 2 名と池田委員で行いました。8 月 11 日に

—————、15 日に—————に電話にて聞き取り調査を行いましたので、その結果を報告します。

現地は資料の 32 ページにありますように、三田尻港徳地線から久兼地区に入り、—————ぐらいいのところにあります。—————にお話を聞いたところ、山中にて鉄塔を建設するには資機材搬入用の索道を設置する必要があり、索道設備の設置に適切な農地であったとのお話でした。

—————は現在新田に住まれて、この畑は—————に貸されていますが、7 月から 1 年間、—————に貸されるとのことでした。

この案件に関わる農地法の許可基準ですけど、資料の 31 ページにあるように、農地区分は農用

地区域で原則不許可ですが、不許可の例外の仮設工作物の設置、その他の一時的な利用が必要と認められますので、許可基準を満たしていると判断しています。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認頂ける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番、横木です。議案第40号の6番は、——の農地を——が一時的に借り受けて、鉄塔建設のために重機の設置場所、そして使用する案件です。

現地確認を8月10日に事務局の方2名と池田委員で行いました。

8月10日に申請者の代表者である池田圭介さんに現地にて、8月11日、——に電話にて聞き取り調査を行いましたので、その結果を報告します。

現地は資料の38ページにありますように、三田尻港徳地線から久兼地区に入り——ぐらいのところにあります。——は毎年耕作されていますが、鉄塔建て替え工事であり貸し出すことに同意されました。

——にお話を聞いたところ、鉄塔基礎構築のためにバックホウが入ったり、鉄塔建設のために重機設置に適切な農地であるとのことでした。

この案件に関わる農地法の許可基準について御説明します。資料の37ページにあるように、この農地区分は農用地区域で原則不許可ですが、不許可の例外で一時的な利用が必要と認められますので、許可基準を満たしていると判断します。皆様の御審議よろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認頂ける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認いたします。

続きまして、7、8、9番、一括上程させていただきます。地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10番の吉本です、よろしくお願いいたします。

5ページの7、8、9は関連がありますので、一括して説明をさせていただきます。

資料は43ページからです。まず43ページの資料を見ていただいたら、緑で申請地とあります。その下、下段が8号ですね。そのすぐ下が道べりですが9号というふうに、この3件の土地を————が購入して太陽光発電を設置するというふうな事案です。

場所は、向島の運動公園、桜がたくさん咲きますよね。————にあります。————になります。

現場は8月12日に事務局の2名の方と————、農地最適化推進委員、向島の方なんです。が、ちょうど豪雨の中を大雨、現地を確認しました。ちょっと木原さん所用がありまして、その後、16時30分に再度2人でまた現地を確認しております。

譲渡人及び譲受人の人には、まず8月15日、この議案の7号の————、この方、私のうちの前なんです。がね、この方と対面して確認しております。

それと、その下の8号ですか————のほうで、おうちのほうに伺って確認したんですが、私はよう分からんと、——に皆任せちよるということで、————という方なんです。が、8月17日にあそこの————に勤めていらっしゃるんで、対面をして相手方の意向とか用地の売却のことについて確認いたしました。

9号の——、この道べりなんです。が、——はやはり15日の16時20分から直接おうちに訪問いたしました。が、御高齢なんです。が、以前、協力員で農地の意向調査していただいた方ですが、今回もう耕作やらできんから手放すことになったと、仕方ないということで話をされました。

実はこれ譲受人が7号は————というふうに書いてあって、その次は————、次が————という方なんです。が、実は譲受人というのはやはり————が一応契約相手になっておりまして、契約書見せてもらったんですね。発電での関係で小分けをしているということで、かなり今————は動いております。動いておるといのは、みんな交渉員というのがおりまして、地区に。アルバイトみたいな人が。その方があちこちの空き地を地主を探して、いろいろ話をして、ここに置いておくと。

幸い東京の————なんです。が、防府市の——に営業所がありまして、そこに————という方、この————なんです。がね、いろいろ話をお伺いいたしました。その結果、私、農業委員としては、あとは保守管理のほうが、草刈りとかいうのが12日にあるんで近所に迷惑かけないようにということでお話ししたら、————という何か草刈り専門の会社みたいなんですがね、——という会社をつくっておるから、そこに全部やらせておる。やらせておるといのは自分ですけどね、こりゃ。————という方なんです。が、そういうことでお話をいたしました。

譲受人の方にも、その辺の話をいたしまして、書類のほうも実は行政書士のこれは支部なんです。が、全部————さんという方が代理して書いていらっしゃったんで、書類の関係も一応確認をいたしましたところ特に問題ございませんので、山地でもありますし、この43ページの申請地とい

うのがある、すぐ上は実はもう山林ですね。山林で大きな樹木が立っているんですね。実はあんまり日当たりようないんですが、ここを買うと言われたんですよ。ずっと耕作放棄地でありましたし、問題はないというふうに判断いたしました。

地元委員としては、一応この通りについては、以前から 9 号以外は耕作放棄地で草が非常に繁茂したという状態でありましたので、問題ないというふうに判断いたしました。皆さん方の御意見をよろしくお願いします。

以上です。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

7 番、8 番、9 番、承認頂ける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7 番、8 番、9 番、承認いたします。

続きまして、10 番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12 番 12 番、石田です。本案件ですが、下右田の———、———なんですけど、ここの農地を———所有の農地を———に譲り渡して自己用住宅を建設しようというものでございます。

今週月曜日、事務局と一緒に現地確認をしております。

ここの交差点、61 ページ見ていただいたら分かるんですけど、ここ今農地の状態なんですけど、長い間、作付されていなくて、よく 3 差路、夜とか車が田んぼにそのまま道があると思って直進して、田んぼに車がよく落ちていたりしたの何回か見たことあるんですけど、今回家が建って、そういうこともなくなるのかなと思っております。

ただ地元委員としては、残りの農地も今までどおりしっかりと管理しますということだったので、特に問題ないと思います。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認頂ける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、10 番、承認いたします。

続きまして、11 番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1 番 1 番の池田でございます。議案第 40 号の 11 は、———の農地を———さんが譲り

受けて、太陽光発電設備を設置するために転用したいという申請でございます。

現地確認を8月13日、午後2時から事務局1名と石川委員と私の3名で行いました。

————は、夏季休暇明けの16日、それから————には17日に電話でお話を聞きましたので、調査報告をいたします。

現地は資料の67、68ページを御覧ください。————でございます。

——は六、七年前まで耕作管理されていたそうですが、現在は農機具も全部処分されまして、勤めなどがあり管理ができなくなったそうです。昨年、緑判定農地した農地です。今年5月に話が出たそうで、先月5条で報告いたしました、————のケースと同様かと思います。

農地が2,142m²と広く、71ページの図面を見ますと49.5kWを2セットつくられるそうで、フェンスできちんと仕切られるそうです。標識の設置なども図面に載っていますが、きちんとされるよう、また水路の清掃等もきちんとお願いしました。

計画書の一番下には、隣接居住者等に工事概要を説明し、近隣トラブル等誠意を持って対応すると書いてありますので、きちんと守っていただくよう、また————に私も言いましたけど、また————のほうからも再度会社のほうに言っていただくようお願いをいたしました。

この土地は67ページにありますように第2種農地で、集団面積1.6haのいずれの法令にも該当しない農地です。

私といたしましては、このような立派な農地がどんどん失われていくということに、本当委員としてのふがいなさを実感いたしております。

以上でございます。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認頂ける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、11番、可決、承認いたします。

続きまして、議案第41号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案書は7ページ、資料は73ページからとなります。

議案第41号は、事業計画変更承認申請で1件提出がありました。変更内容は区画数の変更です。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 地元委員さん、何か説明がありますか。どうぞ。

○13番 73ページの申請地ですが、ここを今まで4区画して4棟建つ予定でしたが、一番この左

側の広いところですね、そこが1棟だけになります。それでちょっといびつな形した細長い道に沿って長いところが1棟と、その下の————の左側が2棟目になります。で、その正方形の広いところが3棟目に変えられたそうです。もう持ち主さんも決まっているそうで、何か広くしてほしいという要望があって、このように広くしたそうです。

以上です。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 よろしいですか。ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第41号の1、承認いたします。

続きまして、議案第42号と43号、一括上程させていただきます。事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案第42号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について御説明させていただきます。

議案集の8ページから内容を記載しておりますので御覧ください。

議案第42号につきましては、令和3年8月26日の公告予定の利用権設定申請が2件提出されております。

農地の集積面積は5,151m²でございます。

内容といたしまして、使用貸借権の設定が2件、新規2件となっております。計画の内容は議案に記載してあるとおりでございます。

本案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第43号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明いたします。議案集9ページから記載しておりますので御覧ください。

議案第43号につきましては、県で公告予定の利用権設定が2件になります。

内容といたしまして、議案第43号の番号1と2につきましては、前号の議案第42号の番号1と2について、公社から貸付けを行うものです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方お願いします。よろしいですか。どうぞ。

○10番 10番、吉本です。42の1の契約期間と、43の1の契約期間が違うのは何か意味があるんですか。そのまま公社のほうに契約をし直すという意味じゃないですか。

○藤井会長 事務局、説明してください。

○事務局 まず、議案42号のほうについては、相対の契約になっておりまして、議案43について12月24日というふうになっておるんですけれども、これは県の公告日ということになります。この日に転貸し予定というふうになっておりますので、中間管理事業の場合はその公告日をもってということになります。

○10番 分かりました。

○藤井会長 よろしいですか。

○10番 はい。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第11号、第12号、御承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第42号、第43号、承認いたします。

続きまして、議案第44号、事務局説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案第44号は、非農地判定についてです。今回非農地判定については初めての上程になりますが、2件ほど出ております。

提出された議案については、御覧のとおりです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 今事務局から説明がありましたように、非農地判定、委員会では初めての案件でございます。これからいろいろ協議を重ねていくことになろうかと思えますけれども、まず手始めにこの2件、現状の写真を見ていただいて、このぐらいの現状ならば非農地判定してもいいんじゃないかなという結論になったものを上げております。現状を見ていただいて、何か御意見があればお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

これ1、2も一緒にいいですね。何か御意見があればお伺いしたい。どうぞ。

○13番 13番、熊安です。ここの——の竹やぶですね。竹林。何かタケノコ畑、こういうのは農地にはならないんですか。これを切って、またタケノコが出てきて、そのタケノコを収穫して売ったりとかされる方多いと思いますけど、非農地として使うんですか。

○藤井会長 これから農地じゃなくても山林で竹林で十分管理していただければ、それで。

○13番 非農地じゃなくて、農地。

○藤井会長 いや、山林で。

○13番 山林で。

○藤井会長 はい。

○13番 農地じゃなくなるんです。

○事務局 会長、すいません。会長。

○藤井会長 どうぞ。

○事務局 一応1と2それぞれ地元委員さんからの現地の状況の説明を一応していただこうと思って
おります。

○藤井会長 ああ、そうですか。

○事務局 はい。1番から地元委員さんから、また説明を。

○藤井会長 1は、じゃ、この2つの地番はこれ一括で説明してもいいんですか。

○事務局 1は、石川委員が地元の委員なんですけれども、こちらから御説明をまず受けて、議決採
っていただき、2についてはまた委員さんから。

○藤井会長 分かりました。じゃ、熊安さんの1についての御意見はちょっと今保留で、後でお願い
します。

○13番 はい。

○藤井会長 じゃ、地元委員さん、1番の現状を含めて説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。44号の1ですが、第1小委員会で見にいったところです。

議案44号の1について説明をいたします。

改正を行う農地の確認に行きましたのは、実は3月10日です。ちょっと前なんです、私と中
山委員とそれから事務局とで行いました。

場所が江泊山のほうちょうど直角行かれて、江泊の港のほうと、それから古浜の灯台があるほう
等、2か所に見にいきました。

写真にあるとおり、現在ほぼ竹林、雑木と特に竹が繁茂しておりまして、森林の様子を山になっ
ていますので、農地に復元するためには大変なところ。物理的な条件整備が著しく困難という
状況にありますので、非農地と判断することが適当だと考えます。

ちなみに、今日タブレット配っちゃってですが、タブレットにも写真が載っていますので、そち
らも見ていただいたらと思いますが。ほとんど、特にこの山は竹が多くて。

で、さっき、熊安委員さんがおっしゃったのは、タケノコという感じですが、これ別の話で農地
パトロールで実は私のところで竹林がありまして、全くそのとおりのことを持ち主に言われたん
ですが、タケノコを収穫していつてますということだったんです。事務局に確認したらそのとおり、
それは農地ではありません、山林ですと。タケノコというのは林産物だそうですから山だそうで

す。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 説明が終わりました。非農地判定につきましては、前回も説明がありましたように、写真で言えばこういう状況の農地、そしてもう一つ、山林からにじみ出ているような山林接続であるということに今のところ限定して非農地判定をしようという方向で行っておりますので、その辺を御理解の上、今の説明で御意見があればお願いします。

どうですか、この1番の状況で、これ。山林と認定するのはいかなもんかという御意見があればお伺いしたいんですけども。どうぞ。熊安さんどうぞ。

○13番 すいません、13番、熊安です。先ほど————、七尾山の近くはこういう状態なんです。でもそこを全部チェンソーなんかで全部倒して畑にしたいと言われているんですね。そうした場合、きれいになれば農地になるんですかね、それでも山林になるんですかね。はい、それをちょっとお尋ねしたくて。

○事務局 非農地の判定をする前にきれいにされて、——の件に関しては非農地判定をする前にきれいにされていれば、非農地のまま扱いでいいかと思うんです。

ただ、そういう状況になる前ですよ。竹林の状態で一旦非農地にしてしまったとして、その後、ここを農地として利用したいということで伐採され、開墾され、重機を入れて畑、田という形に戻すと。実際に戻したということになれば、それはまたこちらのほうに御申請を頂いて、農地として農家台帳に上げるという流れになろうかと思います。

○13番 ありがとうございます。

○藤井会長 それって申請が上がらんかったら、そのまま。

○事務局 上がらんかったら、一旦非農地にしてしまいますので、山林なりそういう地目にはなつて、農家台帳からは落ちる。

○藤井会長 でも現状、課税課が見て、これ山林じゃないと判断したら。

○事務局 そのときには.....

○藤井会長 課税されるわけやろう、農地並みの課税がかかるわけやろ。

○事務局 現状見て課税は課税でかけていくようになると思います。

○藤井会長 だから山林で非農地になつとるやつを、わざわざきれいに開墾して農地として申請する意味もない、税金が上がるだけだから。

○13番 よろしいですか。

○藤井会長 はい。

○13番 ケースバイケースといいますか、なかなかいろんな場合があると思うんですよ。最初に農業ずっとやっていて、おうちに何haとか農地がある方はいいと思いますけど、農地のない方とい

うのは、なかなか急に農業するといっても、ある程度農地が何 a 以上ないといけないとか決まりがありますよね。その決まりは、この方は、——はもう許可されていて、農地持っておられるからいろいろといろんなところを買えるんですが、今そんなに買うほどのお金がないから、そういう森林みたいなのところ、すごいところですよ。この下にあるような、このようなところを今回も開墾すると意気込んでおられるんですよね。

だから、そういうふうに農地を増やしたい、とにかく農地を増やしていろんなものを植えたいというふうに言われているんですけど、本当日本のこれ原点じゃないかなと思うんですよね、北海道開拓とかそういう感じで。だから、この土地がいかに大事だか、だからなるべく非農地を少なくしたいというような考えじゃないかなと思いますけど。

- 11 番 私思うんですけど、竹林というのは非常に繁殖力強いと思いますよ。竹林は、ちょっとタケノコ植え替えて、二、三本植えてあれしちよったら、竹林がいつの間やら竹やぶなんですよ。それでちょっと変な見方なんですけど、意図的に、非農地したいという、こういう制度が始まったときに竹林にして、非農地にして、そしたらもう何ら規制を受けませんから、住宅建てるなり、雑種地とか地目に変えて、そういう方法もできるわけですね。

竹林というのは私は、置く動機はないというのはちょっと今どうかなという気はしますね、竹林の繁殖力は強いんで。

- 藤井会長 繁殖力が強いんで.....

- 11 番 竹林を非農地と扱うということが適当かどうかといことをちょっと、私もよく分からないんですけど。

- 藤井会長 農地として扱えと、まだ。

- 11 番 非農地ですね、非農地、はい。

- 藤井会長 非農地にするんじゃないくて.....

- 11 番 非農地で、はっきり分からないですけど、農地的要素もかなりあるんじゃないかと。境目ですね、結局。

- 藤井会長 はい。どうですかね、皆さん、今の意見。

- 4 番 いや、竹林から農地なりということは、そこから野菜産物を取るという意味で農地に指定してある。

- 11 番 いえ、そういうことじゃなしに、雑種地とかそういう地目は変えられるということで非農地になれば、非農地が台帳から外れるわけでしょう。できるわけでしょう、農業委員.....

- 4 番 台帳から。

- 11 番 はい。そういう制度を知って、意図的にもう竹林に持っていくという形が出た場合に、あ、竹林になっているよと。

- 4番 それは意図的かどうかどう判定するん。それは分からないじゃないですか。
- 11番 いや、意図的というんじゃないですよ。この方、言うんじゃないですよ。これ今後、将来的に竹林が全部そういう非農地ということであれば、そういった竹林にして、もうこれ非農地ですから事務局言って非農地にしてくださいと、そういうような形。
- 4番 いや、それは仕方ないじゃないですか、竹林になるんだから。意図的にしようが自然になろうが、竹林になるんだから、ね。もう非農地にしてください、森林開発。
- 11番 するというのであれば、そういう方向になりますね。
- 4番 うん。全然問題ないという。
- 11番 はい、分かりました。
- 藤井会長 ほかに意見ないですか、今の案件。いいですかね。

意図的とか意図的じゃないというのは別にして、先ほど申しましたように、あくまでも周辺からのにじみ出る山林に接続しておる荒廃農地について、皆さんは1人の目じゃなくてね、何人かの複数人の目でから現地を確認していただいて、総合的に判断していただいて、その上でここにかけさせていただく、個別の判断でからやっていきたいと思いますので、その都度また判断させていただきたいと思いますので。

まだ、一番最初に言いましたように手探りの状況でスタートしていますので、できるだけ現状を皆さんに見ていただいて、その上で判断して進めていきたいと思いますので、そういった心配もあろうかと思いますが、その都度、意見を頂ければと思います。よろしくお願いします。

ほかに御意見ございませんか。1番、これでいいですか。どうぞ。

- 15番 15番、林です。ちょっとこれと違うかもしれませんが、昔は山ののり面で畑で耕作放棄をしておいて、こういうふうには竹林が生えた場合でも山林として扱うのか。それとも一つは、栗とかミカンとか植えたときには、果樹を植えたときにも昔の山裾の畑にそういうふうなものを植えても、山林として扱ってよろしいんですかね。

- 藤井会長 1番は、これはまだ畑ですよ。

- 15番 段々畑、形状が見えて、石垣が見えて、管理ができないから栗を植えて大きな栗の木になっている。その負担の大きさによってだんだん、初めはよく植えちゃってですけど、大きな木を育てて、その販路を見つけて植えるとかいうふうな場合でも、山林で欲しいと。

- 藤井会長 基本的に栗とか果樹とか植えた土地は畑ですよ。その現状が栗がある、植えちゃうなしに無視しても栗以外の木がいっぱいあったら、栗以外の木とか竹がいっぱいあったときには、これはどっちかという判定になろうかと思うんですね。あくまでも栗とか、そういう木が植えてあるのはこれ木じゃなくて畑、農作物ですから畑扱いですので、普通の田んぼと同じように、畑と同じように判断しておられる。栗がある、その木があるなしが、その山林とかいう問題じゃなくて。

その木が大きくなって大木になって、それが農作物を生産する木とかということにもなろうかとは思うんですけども。大概そういう場合には普通、その木以外の木がいっぱいはびこって、どうするかという判定になろうかと思うんでね。木がある、なしとかいうのは判定の問題じゃないと思う。

○15番 私のところちょっと1か所ほど、ちゃんと手入れをされて、ちょっとこのたびの非農地判定で悪いから、山裾、山の中に竹林だけやって、事務局ちょっと個人的に聞いたんですけど、管理をされて、もう間引いているんですね。どうもタケノコ売っているのかなと、そこまで持ち主の方調査をしていませんけど、そういった場合でも先ほど竹林だから山林として扱ってくださいということで、私も迷ったところ結論が出たんで、そのようにいたしますんで。

○藤井会長 はい、ぜひそれをお願いします。竹もそうですし、私のところでも杉の木が植えてきれいにしてある農地があるんですね。これだと明らかにもう畑じゃないですね。その辺がよく、それを山林にしてもええんじゃないだろうけども、今は山口県内でも美祢とか何とかいろんなところから、植林でから転用がいっぱい出てきとるよね。あれは雑種地になつとるんやろ、恐らく。山林にはなっていないやろ。

○事務局 山林になっている可能性もありますけど。それは分らんです。もう農地法.....

○藤井会長 ああいうのを木を植えて、転用許可を出して木を植えたら山林にできる。

○事務局 転用許可を出したらもう植林になるんです。植林にして、基本的に木を植えるんで。もう転用許可したんで、その後、今非農地扱いで、あとはもう法務局がそのの現地を見たときに判断すると思うんですが。

だから、もう山と、まだ背が低い間に山として見る。ただ単に雑種地として見るか、そこがちょっと観点になるんで。ちょっと分からないんですけどね。

○藤井会長 農地が明らかに、杉の木が大事に育ててある農地を見たら、それは現状は非農地判断していいんですか。

○事務局 山林、植林した部分ですね。

○藤井会長 でもきれいに、先ほどの竹林みたいにきれいに管理してあれば。

○事務局 転用許可を受けて植林してしまっって、杉とか何か植えるんで。そこはもう転用許可出しているんで非農地扱い。で、後は地目変更になると、法務局が見にいて、現状見て、それを山林として見るかどうかちゅうのはちょっと、地目判定になるんで、どの時点で山林として見るのか。雑種地にするのか原野にするのか、ちょっとそこは分からない。

○藤井会長 分かりました。今言えるのは先ほどから出ていますように、竹林とか竹とか杉とかそういったものが管理してある方の多分農地は非農地ね。栗とかミカンとか果樹が植えてある、なりものが植えてある、農作物が植えてある農地は基本的に畑地、農地ということで、それをもとに判断

していただきたいと思いますので、よろしいですかね。

○事務局 会長すいません。1点、今ちょっと確認中なのですが、竹林で毎年竹またはタケノコを採取している土地は農地であるという判断がされている判例が一つありまして、この場合は、確実にもうタケノコを取るという目的を持って管理されている。だから生産物を採取するというのをやっている土地は農地であるという判例が一つ出ているようなので、ちょっとよく確認させていただいていいでしょうか。

○藤井会長 うん。それってでも竹に限って言えば、北九州とかの合馬とか何とか竹の産地なんかがあって、ちゃんと肥培管理もしとるようなこと言うだけじゃないの。

○事務局 植林にしてという形で、判例があるのは植林し、竹を植林し毎年竹もあつたらタケノコを採取している土地は農地であるという判例が出ているんで、今度植林というのをどういうふうに見るかということもあろうかと思う。わざわざ自らも竹を植えて、竹を育ててタケノコのためにやられている土地は農地だよというふうな判断なのか。もう自然に生えた竹でも、タケノコ取れば農地なのかというのが、ちょっとここの判例の詳しいところはちょっと分からないので。そこはちょっとまた調べさせていただきます。

○藤井会長 分かりました。その辺を調べとってください。

それから一応基本的には、先ほど言いましたように1人で見るわけじゃないんでね。見にいかれてから判断に困られたときには、小委員会の中で見ていただいて、ある程度方向性を見つけて、また皆さんでから、ここの場で相談するという形で進めていって。

○4番 事務局長、ちょっと聞いていいですか。

○藤井会長 どうぞ。

○4番 今の判例が出たのは、どういう訴えがあつて判例が出たんでしょうか。

○事務局 これは判例結果しか載っていませんので、どういふのでこれを判例が出たのかをちょっと。その辺は調べてみないと分かりませんので、調べさせてみる。

○藤井会長 よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 じゃ、1番はこれぐらいにしとしましょう。

続きまして、2番を説明していただいて、最終的に皆さん採決したいと思いますので。次、2番を説明、地元委員さん、お願いします。

○11番 第3小委員会の池田です。議案第44号の2について御説明します。

対象となる農地の現地確認は、5月21日、私と原田小委員会委員長、横木委員、熊安委員、事務局と私のほうで行いました。

対象地は今84ページに皆、説明します。84ページのとおりに県道防府徳地線の—————とい

うのがあるんですが、そこからさらに—————にございます。

記載の対象地は、説明書のその次の８５、８６ページのところにあります。写真が遠いですが、８６ページのとおり、入り口というのが道がまずありません。昔といいますか、以前は中山地区、久兼地区、こちらの小野中より上のほうの自治会のものは、ここに三尺道があったんですけども、今はもう完全に道がない状態です。はしご地点の上の状態のように上がっていくと、もう山と山の行きを登っていくような感じです。

現地の周りも全部山林で、農地に復元するためには物理的な条件整備が著しく困難な状況であることを確認しました。ついては、非農地と判断することが適当であると考えます。皆様の御審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 この案件について何か御意見があれば。ございませんか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 じゃ、今回、１番、２番とこういう状況の現状のものの非農地と判断することをさせていただきたいと思いますが、とりあえず採決したいと思います。承認頂ける方、１番、２番、承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、１番、２番、非農地ということにさせていただきます。

今後このぐらいのペースで出てくることになろうかと思えますけれども、その都度判断していただいて進めていきたいと思えますので、御協力よろしくをお願いいたします。

議案は以上です。

報告事項が４９号から５３号までございます。目を通していただいて意見があればお願いします。何かございませんか。

○４番 ちょっと質問していいですか。

○藤井会長 はい、どうぞ。

○４番 開出ですけど、————、ここら辺連続しているんでしょうけど、どのあたりですか。開出本町とかそういう……

○藤井会長 何ページですか。

○４番 １３ページですね。これ開出がその前の１２ページから続いていますね。すごい面積ですね、これ。

○藤井会長 地元委員さん、どうぞ。

○３番 ３番、中山です。場所は————の間ぐらいに結構広い土地がありまして、そこら辺に、はい。

- 4 番 佐波川の.....
- 3 番 佐波川より南です。
- 4 番 ——、旧国道 2 号線の。
- 3 番 そうです、そうです。
- 4 番 こっちを向いたら左側。
- 3 番 はい。
- 4 番 その土地は道側。
- 3 番 そうです。
- 4 番 開出のほう。
- 3 番 はい。
- 藤井会長 ありがとうございます。

ほかに何かありませんでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 藤井会長 御意見がないようですので、議案審議をこれで閉じたいと思います。

午後 3 時 40 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和３年 ８月１９日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員